

**令和5年度 中小事業者の脱炭素化促進事業補助金
募集要領**

中小事業者の脱炭素化促進事業補助金（以下、「本補助金」という。）は、兵庫県内の中小事業者の脱炭素化を促進するため、太陽光発電設備等を国関連補助金を活用して設置する事業者に対して、その導入に要する経費の一部を上乗せ補助するものです。

1 補助対象事業

下記（１）～（３）全てに該当する事業

- （１）オンサイトP P A又はリースにより自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池の導入を行う事業
- （２）需要家が中小事業者等*であり、兵庫県内で実施されるもの
- （３）環境省「民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」（以下「ストレージパリティ補助金」という。）に、本補助金への事前申請後に交付申請し、交付決定を受けたもの。

※ 中小事業者等とは、中小企業基本法第2条第1項で規定される企業（下表【A】【B】いずれかを満たす法人または個人事業者）とします。

業種	資本金の額または出資の総額【A】	常時使用する従業員数【B】
製造業等(運輸業・建設業等を含む)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

2 補助対象事業者

オンサイトP P A又はリースにより、自家消費型太陽光発電設備、蓄電池の導入を行う事業者

- ※ 太陽光発電設備を自己所有（設備の買い取り）で導入する場合は、本補助金の対象になりません。
- ※ 自家消費型太陽光発電設備、蓄電池が導入される需要家は、補助対象事業者になりません。

3 補助対象経費

補助対象事業を行うために直接必要な経費として明確に区分できるもので、ストレージパリティ補助金の交付決定後に発注を行い令和5年度中に支払が完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる経費が対象となります。

区分	内容
工事費	事業を行うために直接必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費
設備費	事業を行うために直接必要な設備費
業務費	事業を行うために直接必要な業務費
事務費	事業を行うために直接必要な事務費

※ 消費税及び地方消費税は対象外とします。

※ 対象経費から、ストレージパリティ補助金の交付（予定）額を除きます。

※ ストレージパリティ補助金の交付決定後であれば、事前着手承認申請書（補助要綱別添様式第2号）を提出し、本補助金の交付決定前に発注することができます（ただし、本補助金の交付決定がなされなかった場合、または交付決定を受けた補助額が交付申請額に達しない場合において異議を申し立てることはできません。）。

4 補助金額

上限 500 万円（太陽光発電設備上限 250 万円、定置用蓄電池上限 250 万円）

・ 太陽光発電設備 2.5 万円/kW

・ 太陽光発電設備と合わせて導入する定置用蓄電池

定置用蓄電システムの目標価格※に6分の1を乗じて得た額と補助対象経費に6分の1を乗じて得た額のうち少ない方の額

※ 経済産業省の「定置用蓄電システム普及拡大検討会」にて設定される目標価格

5 募集期間

(1) 事前申請期間

令和5年4月19日（水）～令和5年6月30日（金）まで

※ 公募、採択状況により、募集期間の変更や追加募集を行う場合があります。

※ 必ず、ストレージパリティ補助金の交付申請前に、本補助金に事前申請をしてください。

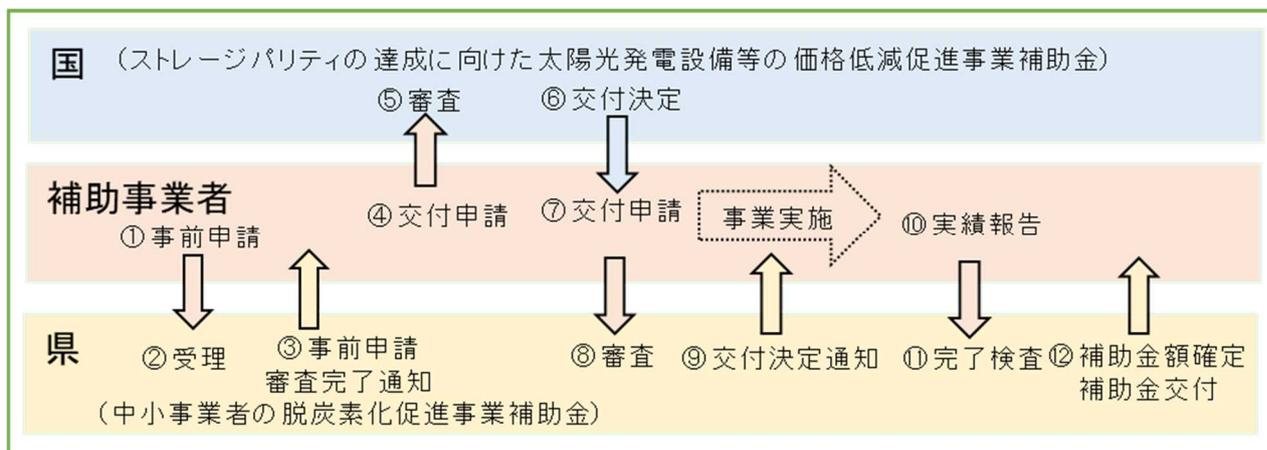
(2) 交付申請期間

ストレージパリティ補助金の交付決定後1ヶ月以内に、本補助金に交付申請をしてください。

6 事務手続きの流れ

補助事業に係る手続きの流れは次のとおりです。

各様式については、兵庫県ホームページからダウンロードをお願いします。



(1) 本補助金への事前申請 (上図①～③)

ストレージパリティ補助金の交付申請をする前に、県に本補助金の事前申請をしてください。

申請内容を確認後、県で審査し、事前申請審査完了通知書を書面にて郵送で通知します。

※ 本補助金の交付については、交付申請後の審査 (上図⑧) により決定します。事前申請審査完了通知があっても交付決定されない場合があることにご留意ください。

【提出書類】

- ・事前申請書

(2) ストレージパリティ補助金への交付申請 (上図④～⑥)

本補助金への事前申請後に、ストレージパリティ補助金に交付申請してください。

(3) 本補助金への交付申請 (上図⑦)

ストレージパリティ補助金交付決定後1ヶ月以内に、本補助金に交付申請してください。

【提出書類】

- ア 補助金交付申請書 (補助金交付要綱様式第1号)
- イ 収支予算書 (補助金交付要綱様式第1号別記)
- ウ 誓約書 (補助金交付要綱様式第1号の2)
- エ 需要家への還元及び人権配慮に関する誓約書^{*1} (補助金交付要綱別添様式)

第1号)

- オ ストレージパリティ補助金交付申請書類一式の写し
- カ ストレージパリティ補助金交付決定通知書の写し
- キ 事前着手承認申請書^{※2} (補助金交付要綱別添様式第2号)

※1 ①補助対象施設の法定耐用年数が経過するまでに、需要家との契約において、補助金額の5分の4以上をサービス料金(又はリース料金)から減額すること及び、②「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン(令和4年9月ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議)」の内容を遵守し、人権に配慮すること、に誓約することを書面にて提出してください。

※2 ストレージパリティ補助金の交付決定後、本補助金交付決定前に事業に着手する場合に必要となります。

(4) 審査、交付決定 (p3 図⑧～⑨)

交付申請内容について、書類審査により交付決定事業者を選定します。

※ 申請額の合計が予算の範囲を超える等の場合は、予算の範囲内で交付決定を行いますので、補助金交付申請額を減額し交付決定することがあります。

(5) 事業の実施

ストレージパリティ補助金の交付決定日以降に、補助事業を実施してください。また、環境省が規定する期日までに補助事業を完了してください。

(6) 実績報告及び額の確定 (p3 図⑩～⑫)

事業完了後は、実績報告書を、①事業実施後30日を経過した日まで、②補助金の交付の決定のあった日の属する会計年度の3月末日まで、のいずれか早い日までに提出してください。

県は、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後、書類検査及び必要があれば現地調査を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

【提出書類】

- ア 補助事業実績報告書 (補助金交付要綱様式第8号)
- イ 収支決算書 (補助金交付要綱様式8号別記)
- ウ ストレージパリティ補助金の実績報告に係る書類一式の写し
- エ ストレージパリティ補助金の交付額の確定通知書の写し

(7) 補助金の交付 (p3 図⑬)

補助金の交付は、補助金の額の確定後となります。

申請の際は、必ず「令和5年度兵庫県環境部補助金交付要綱」を確認してください。

【交付決定後の留意事項】

- ・本補助金の交付は、補助事業完了後の精算払いとなります。
- ・事業内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとする場合は、事前に承認を得る必要があります。
- ・本補助金により取得または効用の増加した財産を、当該取得財産等の処分制限期間（法定耐用年数期間）内に補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、担保、又は取り壊し（廃棄を含む）を行おうとする場合は、事前に兵庫県知事の承認を得る必要があります。

7 審査項目

次の審査項目について、書類審査により選定します。

選定結果については、書面にて郵送で通知します。個別の選定結果に対する問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

【審査における主なポイント】

- ①費用効率性（CO₂を1t削減するのに必要な費用）
- ②設備導入におけるCO₂削減率（%）

8 事業内容等の公表

本補助金の交付決定者に関する情報のうち、法人名（個人事業主は商号又は屋号）、施設の名称、所在地、補助事業内容、効果等について、兵庫県ホームページにて公表を予定しております。

9 申請書提出先・問い合わせ先

兵庫県 環境部環境政策課 温暖化対策班

〒650-0011 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10-1

TEL：078-362-3273 FAX：078-382-1580

E-mail：kankyouseisakuka@pref.hyogo.lg.jp

※メールの件名は、【中小事業者の脱炭素化促進事業_株式会社●●■■工場（施設の名称（需要家の法人名+建物の名称））】と付した上で送信ください。

ホームページURL：https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/info_list/23113

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

9時00分～12時00分、13時00分～17時00分

令和5年度中小事業者の脱炭素化促進事業 提出書類チェックリスト

提出時	提出書類	☑欄
事前申請	事前申請書	
交付申請	補助金交付申請書（補助金交付要綱様式第1号）	
	収支予算書（補助金交付要綱様式第1号別記）	
	誓約書（補助金交付要綱様式第1号の2）	
	需要家への還元及び人権配慮に関する誓約書（補助金交付要綱別添様式第1号）	
	ストレージパリティ補助金交付申請書類一式の写し	
	ストレージパリティ補助金交付決定通知書の写し	
	事前着手承認申請書（補助金交付要綱別添様式第2号） ※ 本補助金交付決定前に着手する場合に必要	
実績報告	補助事業実績報告書（補助金交付要綱様式第8号）	
	収支決算書（補助金交付要綱様式第8号別記）	
	ストレージパリティ補助金の実績報告に係る書類一式の写し	
	ストレージパリティ補助金の交付額の確定通知書の写し	